

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 3 6 号)

平 成 28年 7月21日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定にかかる非公開部分のうち、見積単価については、公開することが妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成27年8月25日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「地区環境整備事業 平成26年度向在自治会館増築工事補助の見積り書、図面」と記載して公文書の公開を請求した(以下「本件公開請求」という。)

2 実施機関の決定

平成27年9月4日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「平成26年度地区環境整備事業向在自治会館増築工事補助の見積書、図面」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、本件公文書の一部を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のように付記して異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第1号本文に該当する。

個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため。

(2) 条例第7条第2号本文に該当する。

法人及び代表者の印影、見積単価、数量については、法人に関する情報であって、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため。

3 異議申立て

平成27年11月7日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分を取消すとの決定を求めるものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容によれば、概ね次のとおりである。

1 向在自治会館増築工事は、大津市の地区環境整備事業補助金で施工されている。向在自治会では、地元の業者に建設依頼をしているが、原資が補助金なので、適正な価格で建設されたかどうかを大津市は市民に説明する責務がある。一方、市民が幅広く利用する施設に関する情報であるから、市民が知ってよい情報であるのは言うまでもない。

2 平成27年8月6日に請求した大津市指令環施整第17号の「向在自治会館増築工事補助の請求書と領収書」で公開された資料の中には、請求書の明細は存在せず、請求書がないまま支

払いが行われている。

このような経緯から「見積書」を請求したが、単価が非公開では適正な支出かどうか全く確認できない。

- 3 今回、非公開とした根拠は、条例第7条第2号本文が該当するとしているが、上記のようなことからすれば、全般的な外れであることは明らかである。見積書の単価を公開したことによって、どこにどのような不都合が具体的に生じるというのか。非公開はあくまで条例の例外措置である。具体的な弊害が想定されない限り、公開するのは当然のことである。

- 4 大津市の補助制度適正化基本方針では、1. 必要性の視点、2. 有効性の視点、3. 妥当性の視点、4. 公平性の視点、5. 適正性の視点、6. 自主性の視点、7. 透明性の視点が求められる。

入札によらず補助金で建設した工事において、単価を公開しないのなら、透明性も適正性も妥当性もチェックできない。大津市の補助制度適正化基本方針が遵守されていないことになる。

- 5 草津市では草津クリーンセンターが立地している馬場町自治会へ支出した地域活性交付金の収支予算書の見積書を公開している。平成25年に交付申請された水洗工事業では、草津市より100万円が馬場町自治会へ支払われている。見積書では、数量、単価、金額などを全て公開している。草津市の職員は、「自治会から提出されたものなので、公開するのが当たり前」と話していた。草津市の補助金で行った事業なので、公開が前提というスタンスであった。

数量、金額、詳細な工事図面を公開することにより、適正な工事が執行されたことを草津市民へ証することになり、当該法人の社会的な評価がかえって高まるのではないかと。

- 6 大津市が主張している補助金の見積書を公開することにより法人の社会的な評価が損なわれるというのは、どのような事例を元にあげているのか具体的に説明していただきたい。

- 7 草津市では、大津市の地区環境整備事業費にあたる「地域活性交付金」は300万円のみである。それ以上は、特に必要な事業があった場合のみ、交付申請をしている。

他市の地区環境整備事業と比較しても桁違いの額を一部自治会へ支出している大津市は、市民より監査請求を度々起こされて問題視されている。問題が新聞報道をされる度に「透明性を確保したい」と市長がコメントをしている。越市長が掲げる大津市の補助制度適正化基本方針の「妥当性」を証明するためにも補助金で行った工事の見積書を公開していただきたい。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 見積書の単価金額は、当該法人の事業活動に関する取引情報であり、公開することにより、当該法人の適正な事業活動の自由、社会的評価等が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第7条第2号本文に規定する非公開情報に該当すると判断し、単価金額部分を非公開とする部分公開決定処分を行ったものである。

- 2 見積書の単価は、当該法人の価格体系、価格構成が推測され、また個別の価格設定の概要、業者同士の取引情報など、経営方針や経営上のノウハウに関する情報を他業者が類推することができる。このような情報が公開されると競合他社に色々情報を与えてしまうことになり、当該法人

はその後の事業活動において競争上不利な立場におかれるおそれがあると考える。

- 3 当該法人とその取引業者があり、取引きの中で当該法人と仕入れ元の業者との交渉の経過まで他社が知ることになると、交渉ごとにおいても一定の拘束がかかる。見積書全体の金額や大きい工種別の内訳は問題ないが、単価はそのような取引き情報が関わってくるため、当該法人に不利益のおそれがあると考える。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、大津市地区環境整備事業補助金交付基準に基づき、向在地自治会が平成26年2月25日に大津市へ提出した向在地自治会館増築工事に係る補助金申請に係る文書の一部であり、交付申請書と添付書類により構成されている。

異議申立人は、「見積書の単価が非公開では適正な支出かどうか全く確認できない。」と非公開部分を公開するよう主張する。一方で、実施機関は、非公開部分が条例第7条第2号本文に該当すると主張しているため、見積書の単価について本件非公開情報の条例第7条第2号本文の該当性について検討する。なお、見積書の単価以外の非公開部分については、争いはない。

当審査会は、実施機関からの聴取を経て、4回の審議を重ねた。

- 2 条例第7条第2号本文の該当性について

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、同号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として掲げている。「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、一般的には、(1)生産技術上又は営業・販売に関する情報であって、公開することにより、公正な競争原理や秩序維持が侵害されると認められるもの、(2)人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、事業活動が損なわれると認められるもの、(3)その他公開することにより、名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものと解されるところ、具体的な適用に関しては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性等を総合的に考慮して判断する必要がある。

実施機関は、条例第7条第2号本文に該当するとして、見積書の単価を非公開としている。

本件公文書のうち見積書については、建設業者が作成し補助事業主である向在地自治会に提出した工事費の見積書であるから、当該見積書の単価は建設業者の保有する経営上の情報であり、当該法人の営業・販売に関する情報に該当する。

一方で、審査会が本件公文書を見分したところ、自治会館増築工事に限り特殊な仕様を求めているものとはいえ、一般的な会館という建築物の工事に過ぎないことから、当該見積書に当該法人の営業上のノウハウが隠されているとは認められない。そもそも何回も自治会が同種の工事を発注するというのではなく、また、建設市場において単価が変動していくことを考えると、施工

済みの工事についての単価が公開されたからといって、当該法人の今後の競争上の地位に影響を及ぼすとは認められない。また、実施機関は、社会的評価が損なわれると主張するが、本件で指摘されているのは競争上の地位に関わるものに過ぎず、社会的評価が損なわれるとは言い難い。

したがって、見積書の単価を公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第2号本文に該当しないため公開すべきである。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年12月14日	諮問書の受理
平成28年 3月18日	異議申立ての概要説明 実施機関からの事情聴取 審議
平成28年 4月20日	審議
平成28年 5月25日	審議
平成28年 6月22日	審議
平成28年 7月21日	答申